

「泌尿器科領域講習」・「共通講習」の認定について

日本専門医機構の制度による専門医の更新につきましては、泌尿器科領域講習、共通講習の単位が必要です。

日本泌尿器科学会では、日泌総会および地区総会時に実施いたします卒後教育プログラム、JUA academy 内 e-ラーニング、WEBINAR などが講習単位として認定されていますが、地方会、関連学会等において講習会を主催していただくことも可能です。

地方会、関連学会等で主催する講習会については、申請をいただき日本泌尿器科学会専門医認定更新管理委員会にて審査をいたします。

学会ウェブサイトに掲載の申請書フォームをダウンロードして必要事項を入力の上、メール添付にて専門医認定更新管理委員会宛（senmoni@urol.or.jp）にお送りください。

なお、共通講習において都道府県医師会生涯教育委員会からの申請は全国医師会研修管理システムへ、研修プログラムにおける基幹施設・連携施設である医療機関からは当面の間日本専門医機構のホームページ上から申請していただくことになっています。詳しくは日本専門医機構のウェブサイトにてご確認ください。（<https://jmsb.or.jp/kenshu#an10>）

【講習会の単位認定申請について】

① 申請可能な講習

- ・日本泌尿器科学会地方会が主催する共通講習（関連学会はご申請いただけません）
- ・日本泌尿器科学会地方会、関連学会が主催する泌尿器科領域講習

② 講習会の内容等

- ・1時間以上の講習会としてください。（1時間以上：1単位）
- ・1日あたり1セッション、1単位を付与上限とします。（同日複数セッション申請不可。
ただし、オンデマンド配信の期間が2日以上設定されている申請の場合は、複数の同日申請も可とします。）
- ・講習会の形態としては、講師1名～2名による講習会、シンポジウム・ワークショップ形式のものなどが認められます。
- ・下記の場合は単位を認めていません。
 - 1) 企業による講習会講師・受講者への謝金・交通費等の支給などがある場合。
 - 2) 1) 以外の会場費・食事等、講演会の運営にかかわる費用のみを協賛企業が一部もしくは全額負担する場合で、講演内容が協賛企業の製品等と直接的な関連がないことが確認できない場合、もしくは協賛企業の製品等と関連のない情報が相当数ない場合。
 - 3) 講演内容が協賛企業の製品等のプロモーション目的である場合。
 - 4) 講習会を行う学会・研究会の会費を受講者から徴収していない場合。

- ・ 確実に受講したことの確認をしたうえで受講証を発行してください。見本を学会ウェブサイトに掲載していますのでご参考ください。
- ・ 受講者データを保管（5年間）し、要請があった場合にはご提出ください。
- ・ WEB 開催されるものについては別途定めていますので、下記をご確認ください。

https://www.urol.or.jp/lib/files/specialist/system/conv-web_unit_202211.pdf

③ 申請の時期

- ・ 講習会開催日の 2 か月以上前に申請書を e-mail 添付にて提出してください。

④ 講習認定申請書の書式

- ・ 日本泌尿器科学会のウェブサイトよりダウンロードしてください。

⑤ 申請先

- ・ 日本泌尿器科学会 専門医認定更新管理委員会 e-mail : senmoni@urol.or.jp